

平成29年度地域少子化対策重点推進事業実施計画書（都道府県分）

都道府県名 京都府

事業名	少子化対策条例の理念に基づきオール京都で取り組む少子化対策事業		所要見込額	45,170	千円
実施期間	平成29年4月1日～平成30年3月31日				
地域の実情と課題 （これまでの都道府県における少子化対策の取組全体及びその効果検証等から浮かび上がった地域の実情と課題について記述）	<p>京都府では、平成25年に「京都府少子化対策総合戦略会議」を設置。総合的かつ抜本的な少子化対策の検討を進めるとともに、平成26年に府内市町村の合計特殊出生率と少子化要因に関する社会指標との関係分析や、20～44歳の男女を対象とした府民意識調査を実施した結果、未婚者の約85%に結婚の意向があり、結婚できる条件や環境整備が求められている。また、有配偶者の予定子ども数は男性2.0人、女性2.1人であるが、理想の子ども数は男性2.4人、女性2.5人であり、府民のもっと子どもを持ちたいという希望を叶える環境整備が必要となっている。さらに少子化対策総合戦略会議において、できるだけ若い世代から人生設計について考える機会の提供や妊娠・出産についての正しい知識の普及啓発が必要との意見が寄せられている。</p> <p>これらの課題に対応するため、平成28年4月「京都府少子化対策条例」を施行。さらに本年12月に条例に基づく「京都府少子化対策基本計画」を策定。また、平成27年に結婚支援の総合拠点として「きょうと婚活応援センター」、平成28年8月にオール京都で子育て支援活動を展開する拠点「きょうと子育てピアサポートセンター」を設立し、結婚から妊娠・出産、子育てまでの切れ目のない支援と総合的な少子化施策を推進している。</p>				
都道府県における少子化対策の全体像及びその中での本事業の位置づけ	<ul style="list-style-type: none"> ・京都府少子化対策条例 第2章第1節「結婚の支援に関する施策」、第2節「妊娠及び出産の支援に関する施策」、第3節「子育て支援に関する施策」、第4節「総合的な支援に関する施策」 ・少子化対策基本計画(条例第11条) 【計画期間】平成29年4月～平成32年3月 Ⅰ結婚の支援、Ⅱ妊娠及び出産の支援、Ⅲ子育て支援、Ⅳ総合的な支援 				
少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標	<p>少子化対策基本計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出生数 22,000人(平成30年)(平成27年19,644人) ・平均初婚年齢 夫30.3歳、妻29.1歳(平成31年)(平成27年 夫31.3歳、妻29.7歳) ・出生率全体に占める第3子以降の割合 16.5%(平成27年 15.8%) 				
参考指標	※婚姻数:12,431件(平成27年)、婚姻率:4.8(平成27年)、出生数:19,644人(平成27年)、合計特殊出生率:1.35(平成27年確定値)				
事業内容	1 優良事例の横展開支援		所要見込額	45,170	千円
	(1) 結婚に対する取組		所要見込額	12,000	千円
	個別事業名	きょうと婚活応援センター事業費	所要見込額	12,000	千円
	(2) 結婚、妊娠・出産、乳児期を中心とする子育てに温かい社会づくり・機運の醸成		所要見込額	33,170	千円
	個別事業名	学校と連携した妊娠・出産に関する啓発事業費	所要見込額	1,900	千円
	個別事業名	子どもを育む文化創造事業費	所要見込額	7,770	千円
	個別事業名	子育て支援パスポート全国共通展開拡大事業費	所要見込額	3,200	千円
	個別事業名	子育てピアサポート事業費	所要見込額	20,300	千円
2 結婚新生活支援		所要見込額			千円
上記「事業内容」の「1」について、「地方創生推進交付金」の申請の有無	無	「有」とした場合の事業名			